

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鹿児島県志布志市志布志町安楽423番地
氏 名 有限会社コーケンサービス
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 永田寿久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和7年5月19日
許可の有効年月日 令和8年8月5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず
以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 事業の区分

中間処理（選別）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃電池類に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず
以上9種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 事業の区分

中間処理（熔融）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 事業の区分

中間処理（圧縮・梱包）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

鹿知

2 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃蛍光管に限る。），金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃蛍光管に限る。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3（設置場所及び駐機場）

設置年月日：平成13年5月10日

処理能力：3.264トン／日（8時間）

- (2) 施設の種類：廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，紙くず，木くず，繊維くずの選別施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：平成30年12月20日

処理能力：59.6トン／日

- (3) 施設の種類：廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：平成31年3月20日

処理能力：2.248トン／日（廃プラスチック類）

2.168トン／日（紙くず）

2.768トン／日（木くず）

0.832トン／日（繊維くず）

- (4) 施設の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類の破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：令和元年12月1日

処理能力：160トン／日

許可年月日：令和元年8月23日

許可番号：廃リ第4－5号

- (5) 施設の種類：廃プラスチック類の熔融施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：令和2年1月10日

処理能力：0.32トン／日

- (6) 施設の種類：廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くずの圧縮・梱包施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：令和2年1月10日

令和4年7月20日（入替）

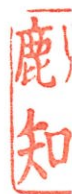
令和7年1月27日（入替）

処理能力：4.76 トン／日（廃プラスチック類）

4.992トン／日（紙くず）

4.992トン／日（木くず）

5.088トン／日（繊維くず）



(7) 施設の種類：木くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡 6 0 1 8 番 5

設置年月日：令和 3 年 10 月 1 日

処理能力：4.532トン／日

(8) 施設の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設(固定式及び移動式)

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡 6 0 1 8 番 3 (設置場所及び駐機場)

設置年月日：令和 7 年 3 月 1 日

処理能力：177.81トン／日(廃プラスチック類)

153.24トン／日(紙くず)

266.74トン／日(木くず)

177.08トン／日(繊維くず)

許可年月日：令和 7 年 1 月 24 日

許可番号：廃第1004-13号

(9) 施設の種類：金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃電池類に限る。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃電池類に限る。)の選別施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡 6 0 1 8 番 3

設置年月日：令和 6 年 12 月 20 日

処理能力：6トン／日

3 許可の条件

「2 事業の用に供するすべての施設」のうち(1)及び(8)の施設を移動式として使用する場合は、以下の条件を遵守すること。

(1)施設の使用は、排出現場に限る。

(2)特定建設作業の規制基準に準じて作業を行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成18年 8 月 6 日	
更新許可	平成23年 8 月 6 日	
更新許可	平成28年 8 月 6 日	
変更許可	平成28年 9 月 9 日	取り扱う産業廃棄物の種類を「金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(以上廃蛍光管に限る。)」から「金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に変更
		取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を追加
		事業の用に供する施設に「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設」を追加
変更届出	平成30年 9 月 13 日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」から「金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」から「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」に変更

変更許可	令和2年1月10日	事業の区分「中間処理（破碎）」で取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず，紙くず，木くず，繊維くず」を追加 事業の区分に「中間処理（選別）」を追加 事業の用に供する施設に「廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，紙くず，木くず，繊維くずの選別施設」，「廃プラスチック類，ゴムくず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設」を追加
変更届出	令和2年3月23日	事業の用に供する施設「金属くず（廃蛍光管に限る。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）」の設置場所を「鹿児島県志布志市志布志町安楽字大丸434番1（設置場所及び駐機場）」から「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3（設置場所及び駐機場）」に，事業の用に供する施設「廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設」の設置場所を「鹿児島県志布志市志布志町安楽字宮ノ上2391番地」から「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3」に変更
変更許可	令和2年5月21日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」から「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更 事業の区分「中間処理（破碎）」で取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類」を追加 事業の区分に「中間処理（溶融）」を追加 事業の区分に「中間処理（圧縮）」を追加 事業の用に供する施設「金属くず（廃蛍光管に限る。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）」を「廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。），金属くず（廃蛍光管に限る。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）」に変更 事業の用に供する施設に「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類の破碎施設」，「廃プラスチック類の溶融施設」，「廃プラスチック類，金属くず，紙くずの圧縮施設」を追加
変更届出	令和2年10月16日	法人の代表者を「永田健才」から「永田寿久」に変更
更新許可	令和3年8月6日	
変更届出	令和3年10月15日	事業の用に供する施設に「木くずの破碎施設」を追加



変更届出	令和7年1月6日	事業の用に供する施設の「廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くずの破碎施設」を削除
		事業の用に供する施設の「廃プラスチック類，金属くず，紙くずの圧縮施設」を入替
		事業の区分（破碎）で取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃蛍光管に限る。）」に変更
		事業の用に供する施設の「木くずの破碎施設」の設置場所を「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3」から「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番5」に変更
変更届出	令和7年3月24日	事業の区分（破碎）で取り扱う産業廃棄物の種類から「ゴムくず」を削除
		事業の用に供する施設の「廃プラスチック類，ゴムくず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設」を「廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設」に変更
		事業の用に供する施設に「廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設（固定式及び移動式）」を追加
変更許可	令和7年5月19日	事業の区分（選別）で取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
		事業の区分（選別）に「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃電池類に限る。）」を追加
		事業の区分「中間処理（圧縮）」を「中間処理（圧縮・梱包）」に変更
		事業の区分（圧縮・梱包）で取り扱う産業廃棄物の種類に「木くず，繊維くず」を追加し，「金属くず」を削除
		事業の用に供する施設の「廃プラスチック類，金属くず，紙くずの圧縮施設」を「廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くずの圧縮・梱包施設」に入替
		事業の用に供する施設に「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃電池類に限る。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含み，廃電池類に限る。）の選別施設」を追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無